

平成 28 年 8 月 25 日

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会

委員長 喜多 裕一

意見書

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 31 条第 2 項に基づく、公立大学法人大阪府立大学に係る大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

全体的な総括

① 中期目標・中期計画の

平成 23 年度から平成 26 年度までの各事業年度の業務実績に関する評価結果等を踏まえ判断すると、業務実績については全体として中期目標及び中期計画のとおりに進捗している。4 学域制への改編という大きな変革を成し遂げつつ、人材育成のさらなる強化に取り組んできたこと、また、教育研究に加え、地域貢献の面でも、諸機関との連携により多くの成果が顕在化していることは、評価に値する。

続けて欲しいこと

② 今後も取り組みを

特に、地域貢献ナンバーワン大学への取組みの中で、社会に貢献する優秀な人材の育成・輩出や、大阪のイノベーションを進める基盤となる様々な地域貢献活動は、高く評価できるものであり、今後も効果的な取組を期待する。

また、グローバルに活躍できる人材を育成するため、異文化交流による国際感覚の醸成といった視点での取組みなどを拡充されたい。

さらに、すべての取組みの基礎となる財政基盤の強化のため、自己収入の拡充と経常経費の抑制についても引き続き努力されたい。

盛り込んで欲しいこと

③ 次期中期目標に

教育と研究の質の向上を図るとともに、外部資金の獲得など自己収入の拡充に努めるためには、相応の教職員と法人組織体制が必要である。

高度研究型大学としての更なる発展に向けて、教育研究等の質の向上と財政基盤の強化の双方の視点を踏まえ、組織の最適化を目指していただきたい。

以上